

## 旭川市成年後見制度利用支援事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、判断能力が不十分な高齢者、知的障がい者及び精神障がい者の福祉の向上を図るために実施する成年後見制度利用支援事業（以下「支援事業」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

### (支援事業の対象者)

第2条 支援事業は、本市に住所を有する者（介護保険法（平成9年法律第123号）第13条第1項若しくは第2項の規定により本市が行う介護保険の被保険者とされた者、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第19条第3項若しくは第4項の規定により本市の介護給付費等の支給決定を受けた者又は生活保護法（昭和25年法律第144号）第19条第3項の規定により本市が保護を行うべき者で施設等の所在する市町村が行う支援事業の対象者とならない者を含む。）に対して行うものとする。ただし、第7条第2項の規定を適用する場合は、この限りでない。

### (支援事業の内容)

第3条 支援事業の内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第32条、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第28条及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第51条の11の2の規定に基づき、市長が家庭裁判所に対して行う次に掲げる審判の請求（以下「市長申立て」という。）
  - ア 民法（明治29年法律第89号）第7条の規定に基づく後見開始の審判
  - イ 民法第11条の規定に基づく保佐開始の審判
  - ウ 民法第13条第2項の規定に基づく保佐人の同意を得なければならない行為の定め審判
  - エ 民法第15条第1項の規定に基づく補助開始の審判
  - オ 民法第17条第1項の規定に基づく補助人の同意を得なければならない行為の定め審判
  - カ 民法第876条の4第1項の規定に基づく保佐人に対する代理権の付与の審判
  - キ 民法第876条の9第1項の規定に基づく補助人に対する代理権の付与の審判
- (2) 前号に規定する市長申立てに要する費用の負担
- (3) 家事事件手続法（平成23年法律第52号）第39条及び別表第1第13項、第31項又は第50項の規定に基づき家庭裁判所が決定した報酬に対する助成（親族以外の者が成年後見人、保佐人若しくは補助人（以下「成年後見人等」と総称する。）又は成年後見監督人、保佐監督人若しくは補助監督人（以下「後見監督人等」と総称する。）に選任された場合に限る。）

### (市長申立てに係る調査)

第4条 市長は、前条第1号に掲げる市長申立てを行うに当たり、対象者について次の各

号に掲げる事項を調査するものとする。ただし、緊急その他やむを得ない事由により調査を実施することが困難であり、かつ、明らかに対象者の福祉の向上を図るために市長申立てを行う必要があると判断したときは、この限りでない。

- (1) 対象者の事理弁識能力の程度
- (2) 対象者の健康状態及び生活状況
- (3) 対象者に対する各種サービスの利用及びこれに付随する財産管理など日常生活における支援の必要性
- (4) 対象者の2親等以内の親族の有無
- (5) 前号に掲げる親族がいる場合において、当該親族による対象者の保護の可能性及び審判の請求を行う意思の有無

(市長申立て)

第5条 市長は、前条の規定に基づく調査を実施した結果、次の各号のいずれかに該当し、かつ、対象者の福祉の向上を図るために成年後見人等の選任が必要であると判断したときは、市長申立てを行うことができる。

- (1) 対象者に2親等以内の親族がないとき。
  - (2) 対象者に2親等以内の親族がいる場合においても、当該親族が、審判の請求を行う意思がないことを文書で市長に申し入れたとき、若しくは審判の請求を行うことの意味表示を行わないとき、又は当該親族による対象者に対する虐待のおそれがあるとき。
- 2 前項各号の規定にかかわらず、3親等又は4親等の親族で審判の請求を行う者の存在が明らかなきときは、市長申立ては行わないものとする。
- 3 市長申立てに係る手続は、家庭裁判所の定めるところにより行うものとする。

(申立て費用の負担)

第6条 市長は、家事事件手続法第28条第1項の規定に基づき、審判の請求に係る費用を負担するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により負担した費用について、市長申立てと併せて家事事件手続法第28条第2項の規定に基づき手続費用を当事者の負担とする旨の審判を求めるものとする。ただし、対象者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該費用の全部又は一部についてその負担を求めないことができる。
- (1) 生活保護法による被保護者
  - (2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による被支援者
  - (3) その他市長申立てに要する費用を負担することが困難であると市長が認めた者
- 3 市長は、手続費用を申立人以外の者に負担させる審判があったときは、その者に対し、当該費用を求償するものとする。

(報酬額の助成対象者)

第7条 市長は、成年被後見人、被保佐人及び被補助人（以下「成年被後見人等」と総称する。）で次の各号のいずれかに該当する者に対して第3条第3号に掲げる報酬に対する助成（以下「報酬額の助成」という。）を行うことができる。

- (1) 生活保護法による被保護者で報酬を負担することが困難であると市長が認めた者
  - (2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による被支援者で報酬を負担することが困難であると市長が認めた者
  - (3) 前2号の法律による給付を受けている者以外で、収入及び資産等の状況から報酬を負担することが困難であると市長が認めた者
- 2 市長は、前項の規定により報酬額の助成を行うことができる成年被後見人等が死亡したときは、その成年後見人等又は後見監督人等に対して報酬額の助成を行うことができる。

#### (助成金の申請等)

- 第8条 前条の規定に該当する者で報酬額の助成を受けようとするもの（以下「申請者」という。）は、家庭裁判所による当該報酬の付与についての審判があった日の翌日から起算して1年以内に旭川市成年後見制度利用支援事業助成金申請書（様式第1号）に旭川市成年後見制度利用支援事業世帯収入等申告書（様式第2号）と別に定める書類を添付して、市長に申請しなければならない。
- 2 申請者は、前条第1項の規定により報酬額の助成を受けようとする場合は成年被後見人等と、同条第2項の規定により報酬額の助成を受けようとする場合は成年後見人等又は後見監督人等とする。
- 3 市長は、第1項に規定する申請書を受理したときは、その内容を審査し、助成の可否を決定するとともに、申請者に対し、旭川市成年後見制度利用支援事業助成金（支給・不支給）決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

#### (助成金の請求及び支払)

- 第9条 前条第3項の規定による助成金の支給決定を受けた申請者は、市長に対し、助成金を請求することができる。
- 2 市長は前項の規定による請求があったときは、速やかに助成金を支払うものとする。ただし、振込先は申請者の口座に限る。

#### (報酬額の助成の額の基準及び上限)

- 第10条 報酬額の助成の額は、家庭裁判所による審判において決定された報酬の額の範囲内とし、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額を上限とする。
- (1) 成年被後見人等の生活の場が居宅の場合 月額28,000円
  - (2) 成年被後見人等が施設等に入所している場合又は病院又は診療所に入院している場合 月額18,000円
- 2 前項の規定にかかわらず、第7条第2項の規定に基づく成年後見人等又は後見監督人等に対して行う報酬額の助成の額は、前項の規定に基づき算出した額から、死亡した成年被後見人等の財産の額を控除した額とする。

#### (助成金の返還)

- 第11条 市長は、報酬額の助成を受けた者が、偽りその他不正な手段により助成金の交

付決定を受けたときは、その決定を取り消し、既に交付した助成金の全部又は一部の返還を求めることができる。

(実施体制)

第12条 支援事業の実施に関し、高齢者については福祉保険部長寿社会課が所管し、知的障がい者及び精神障がい者については福祉保険部障害福祉課が所管するものとする。ただし、生活保護法による被保護者に対する第3条第1号に基づく市長申立てに係る手続については、福祉保険部生活支援課、保護第1課、保護第2課及び保護第3課が所管するものとする。

2 支援事業の実施に係る担当課の調整及び総括は、福祉保険部福祉保険課が所管するものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成14年8月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年7月30日から施行し、平成18年10月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成21年7月28日から施行し、平成21年6月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則  
この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則  
この要綱は、令和4年8月30日から施行する。

様式第1号（第8条関係）

旭川市成年後見制度利用支援事業助成金申請書

年 月 日

（宛先）旭川市長

旭川市成年後見制度利用支援事業実施要綱第8条第1項の規定に基づき報酬額の助成を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

申請者	住所	
	氏名	
	電話番号	
成年後見人等 又は 後見監督人等	住所	
	氏名	
	電話番号	
要綱第7条第2項の規定による 場合の成年被後見人等	住所	
	氏名	
	死亡年月日	年 月 日
申請理由		
助成金申請額		円
<p>市長が助成の可否を決定するに当たり、公簿等により所得状況、住所その他助成金に係る事項について確認することに同意します。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">氏名</p> <p style="text-align: center;">注 要綱第7条第2項の規定による場合は、記載不要。</p>		

様式第2号（第8条関係）

旭川市成年後見制度利用支援事業世帯収入等申告書

年 月 日

（宛先）旭川市長

旭川市成年後見制度利用支援事業実施要綱第8条第1項の規定に基づき、成年後見制度利用に伴う報酬の助成を受けたいので、次のとおり世帯収入等について申告します。

申請者	住所	
	氏名	
成年後見人等 又は 後見監督人等	住所	
	氏名	
要綱第7条第2 項の規定による 場合の成年被後 見人等	住所	
	氏名	
	死亡年月日	年 月 日

1 年 月分の世帯収入の状況

氏名				
続柄				
生年月日 (年齢)	( 歳)	( 歳)	( 歳)	( 歳)
障がい等の有無	身・精・知 ( 級)	身・精・知 ( 級)	身・精・知 ( 級)	身・精・知 ( 級)
収入 の 種 類	年金	円	円	円
	給与	円	円	円
	仕送り	円	円	円
	各種手当	円	円	円
	その他	円	円	円
小計	円	円	円	円
合計				円

- 注1 年金受給者は、年金支給決定額の1/2を記載すること。  
 2 給与等で金額が不明な場合は、申請月前3か月の平均月額を記載すること。  
 3 障がい等を有する場合は、各手帳の写しを添付すること。  
 4 記載欄が不足する等の場合は、別紙において申告することも可とする。

## 2 資産の状況

### (1) 成年被後見人等が申請者の場合

要件	申告内容
ア 申請者の預貯金及び現金から報酬付与決定額を控除した額が50万円未満である	はい・いいえ
イ 申請者が保有する有価証券や生命保険等を売却又は解約等して得られる額から報酬付与決定額を控除した額が50万円以上となる見込みがない	はい・いいえ

注1 申請時における状況を記載すること。

2 「はい」又は「いいえ」に○印を付けること。

### (2) 成年後見人等又は後見監督人等が申請者の場合

財産の区分	申告内容	
	有無	申告額
ア 預貯金	あり・なし	全額 円
イ 現金	あり・なし	全額 円
ウ 不動産(土地・建物)	あり・なし	固定資産税評価額 円
エ 生命保険	あり・なし	補償等給付金の全額 円
オ 有価証券	あり・なし	相続税申告方法に基づき算出した評価額の全額 円
ア及びイの合計		円
ウからオまでの合計		円

注1 成年被後見人等の死亡に伴い相続される財産の状況を記載すること。

2 「あり」又は「なし」に○印を付けること。

## 3 世帯の住居の状況

該当	住居の区分	備考
	自家	
	借家(家賃月額 円)	
	その他( )	

注1 該当する区分の左欄に○印を付けること。

2 借家の場合は家賃月額を記載すること。

3 補足して申告すべき事柄があれば備考欄に記載すること。



様

旭川市長

旭川市成年後見制度利用支援事業助成金（支給・不支給）決定通知書

年 月 日付けで申請のありました旭川市成年後見制度利用支援事業助成金について、旭川市成年後見制度利用支援事業実施要綱第8条第3項の規定に基づき次のとおり決定しましたので通知します。

1 決定内容

支給

支給額： 円  
<内訳>

不支給

2 決定理由

<注意事項>

偽りその他不正な手段により助成金を受けたときは、助成金の全部又は一部の返還を求められます。